

さずな



自然と共に



昨今、各地域において鳥獣被害が多く報告されています。我が地域でも収穫物、農地に被害が拡大しつつあります。ここで上河内の現状と対策を紹介していきます。

まずは、被害鳥獣ですが、第一はイノシシ次にハクビシン、狸、鹿と続きます。上河内地区においての捕獲数は、平成二八年度は一九八匹、平成二九年度は二一四匹、平成三〇年度は九八匹と、狩猟の成果により捕獲頭

数が減っていますが被害を無くすまではいたっておりません。

そこで、中里西地区においては地域住民が立ち上がり、延々と柵設置を講じて防いでいます。私の上小倉地区においては、四年前に設立した上小倉環境保全会に相談が寄せられ対策を講じることになりました。鬼怒川に隣接していることから、河原の林にイノシシ、鹿が入り込み年々被害が増加傾向です。そこで、イノシシは姿を見られるのを嫌

がると聞き、地主さんの同意を得まして会員により、直径五〇cm程の太木をはじめ重機を使い二五〇〇m程を伐採し、その後は年に三回程、スライドモアをかけていますが、効果はまだ感じられません。

また、四人の会員が罾の狩猟免許を取得して、くくり罾を設置し猟に励んでおり、鬼怒川の河原のため草が固くけもの道を見極めるのが困難ですが、本年四月二五日に初捕獲をいたしました。鳥獣被害は、守りだけで



なく攻めなければ、個体数は減らないといわれています。檻の設置や罾数の増設により更なる捕獲をめざしてもらっています。また棲み家になりつつある、荒廃農地の解消のため、毎月第一週は五か月連続で農道の草刈りを行い保全に努めています。

今までは里山の管理が行き届いて、獣と共存共栄が成り立っていました。現在またこれからは高齢化が進み個人はもろんのこと集団においても、鳥獣被害を防ぐには限界が来るのは目前であります。大げさになりますが国で考える時にきているのではないのでしょうか。

編集委員 大木 收一

主な内容

- 自然と共に..... 1
- 農業委員会第5回定期総会を開催..... 2
- 農業者年金受給者のみなさんへ
農業者年金に加入しませんか..... 3
- 次代を担う若い力/キラリ☆あぐり美人..... 4
- 美田を残すための遺言書
家族経営協定調印式..... 5
- 有害鳥獣対策事業 / 農薬は適正に使用しましょう
農業災害に備えましょう..... 6
- 夏秋いちごの生産用施設や設備などの導入の一部
を補助します / 農業用の施設や機械などの導入費用
の一部を補助します / 合併処理浄化槽補助..... 7
- 第2次食料・農業・農村基本計画 / 編集後記..... 8





2019 年度活動計画を決定

農業委員会 第 5 回定期総会を開催

農業委員会は、4 月 25 日、第 5 回定期総会を開き、2019 年度活動計画を決定しました。その概要を紹介します。

◀総会風景

基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、依然として農業従事者の高齢化・減少や耕作放棄地の増加のほか、TPP11やEPAの発効による国際的な競争の激化など一層厳しさを増しております。これらの環境変化に的確に対応するため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

本市においては、平成31年3月に「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の改定が行われ、「稼げる農業」の実現に向けた生産性向上を図るための構造改革や高く・多く売れる農産物づくり、「地域ぐるみで農業・農村を支える仕組み」の確立に向けた担い手と兼業農家等が支え合う仕組みづくりや宇都宮農産物の買い支えの施策事業が重点化されたところであります。

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めるなど、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を強化するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実

施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、次の事項について積極的に行動します。

活動計画

1 優良農地の確保と効率利用に関する事項

- (1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行
- (2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導

2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ア 地区ごとに現場活動計画の策定
- イ 人・農地プランや営農状況・意向調査を活用した話し合い活動の充実
- ウ 農業公社等と連携し、農地のマッチングの推進
- (2) 遊休農地の発生防止・解消の推進
- ア 農地パトロール等による現地調査の実施
- イ 利用状況調査・利用意向調査の実施

3 農業経営の合理化に関する事項

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進
- (3) 農業者年金事業の推進
- (4) 家族経営協定の推進

4 農業一般に関する調査・情報に関する事項

- (1) 任意の専門委員会の充実
- テーマを選定し、調査研究を行い、定期総会に報告
- (2) 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実
- (3) 農作業賃金・請負料金の参考額の提示

5 農政に関する事項

- (1) 農政に関する意見・要望
- ア 農地等利用の最適化推進施策に関する意見
- イ 農業関係税制改正に関する要望

6 関係機関との連携

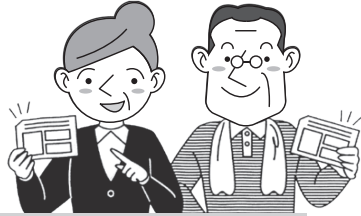
- (1) 農業委員会ネットワーク機構との連携
- (2) 関係行政機関との連携
- (3) 関係団体との連携

農業者年金受給者の皆様へ

現況届 は、忘れずに6月中に提出を!

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や特別付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届けをあなたの住む住所地の市役所にある農業委員会事務局に必ずお届けください。



(注) 経営移譲年金・特別付加年金を受給している方については、下記の様式になります。

現況届の届け先は…

現況届を宇都宮市農業委員会事務局(市役所7F)へ直接お届け下さい。

現況届の提出がない場合は…

年金の支給が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

年金受給者が亡くなられた場合は…

死亡届の手続きを行ってください。

(※現況届の提出は必要ありません)

現況届の書き方 ※必ずご記入ください。

*6つの項目の全てのチェック欄に記入漏れがないか、ご確認ください。

*記載事項に同意の上、自署してください。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和元年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

- 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック
- 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6すべての項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名(自署)	年金 太郎			
生年月日	大正・昭和	〇〇年	〇〇月	〇〇日
住所	栃木 都道府県	宇都宮市〇〇町1-1		
		電話番号(123)-(456)-(789)		

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名		受給権者との関係	
住所			
		電話番号()-()-()	

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

(注) 老齢年金を受給している方については、自己チェック欄はなく、受給権者の欄・代理人の欄のみの様式になりますのでご注意ください。

現況届や農業者年金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

- ・(独)農業者年金基金 給付課 ☎ 03(3502)3945
- ・農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812/2815

農業者年金に加入しませんか?

- ① 積立方式・確定拠出型
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 積立方式の終身年金で80歳まで保証
- ④ 税制面で大きな優遇
- ⑤ 保険料の国庫補助による政策支援



【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812

紹介します

次代を担う若い力

とざき ゆうすけ 戸崎 勇丞さん (横川地区)

現在 34 歳の戸崎勇丞さんは 20 歳に就農し、両親とともに、横川地区で米麦作とニラなど野菜の複合経営を行っています。

経営面積は米 5 ha・麦 11 ha・露地と施設の野菜 33 a あり、両親が直売所を含めた露地と施設の野菜を、本人が米麦を担当する分業としています。

経営規模を拡大したいが市街化区域居住のため近隣では難しいので、少し離れた市街化調整区域に求められないか考えているそうです。通作距離が少し大きくなるのが悩みですが、生産拠点に乾燥調製施設などを設置し作業時間のロスを減らして解決していけないか検討しているそうです。また、低コスト農業にも



ドローンです!

新しいことにも挑戦していきます!

取り組み、昨年よりヘリコプター防除からドローン防除に移行しています。ランニングコストがある程度必要ですが安全で機動性が高く簡便に散布でき、自己所有であることから、全体として低コストになります。

最近では、作業の依頼を受けることが多く、地域の役にも立っているそうです。さらにトラクターなどの自動運転にも興味を持ち注目しているそうです。

自分の経営以外にも地域の農家の高齢化は気になるので、共同作業のための人手が不足し環境保全が難しくなっていますが、何となくも耕作放棄地を増やさず

良好に維持していきたいそうです。

農業に拍車がかかります。しかし、どんな苦労があっても農作物の日々の生長や収穫時の姿、消費者がおいしそうに食べる所を見ると喜びを感じ、働き甲斐が生まれるそうです。

勇丞さんは、このように農業には常に全力で取り組みますが、消防団には現在も属して地域の防災にあたり、余暇でも地域の同世代との交流は欠かさず仲間と旅行したり、トロリーングの釣りを楽しんだりもします。

地域の農業を支えて行く勇丞さんのご活躍を期待しています。

キラリ☆あぐり美人



イチゴおいしいですよ!

こぐすり ひとみ 小葉 瞳さん (田原地区)

- ★経営内容 栽培作物 いちご
- ★家族 夫、長男 (10 歳)、次男 (8 歳) 祖母、父

Q 農業をはじめたきっかけは?

A 農家である私の実家で同居しています。夫婦でサラリーマンをしていましたが 5 年程前に夫がいちごで就農したいと相談があり研修や認定など準備期間の後、1 年前から栽培を開始し、私も農業に携わりました。

Q 経営での関わりは?

A 農業専従者ということになるので、栽培や収穫作業・経理の仕事をしています。

Q 農業をやっている良かったと思うことは?

A 就農前のオフィスワークと比べて農業は体力的には大変ですけど、爽やかな環境の中で作業ができるのは、とにかく気持ちいいです。

Q 経営や栽培で心がけていることは?

A 農作物は安心安全が一番大切であるため、その点を心がけています。

Q リフレッシュはどのように?

A 忙しい日々ですが、休みが取れば子供と思いきり遊びます。近くでサッカーをしたり、時間があれば遠出をしたりもします。

Q 今後の抱負をお願いします!

A 栽培は始まったばかりなので、まずは栽培技術と生産の安定が第一です。栃木県はいちご生産額全国第 1 位なので、その一翼を担えるよう夫婦で頑張ります。また、技術が上がったら、いつかは新品種にも挑戦したいです。

美田を残すための遺言書



した後のことを決めておくもので、遺言者の死亡により効力が発生します。遺言内容は遺言者が自由に決めることができ、いつでも遺言の追加・変更・撤回ができます。

遺言書には、主に自筆遺言書と公正証書遺言書があります。

自筆遺言書は、その内容を人に知られずに自由に作成でき、費用もかかりません。しかし、遺言者の死亡後に家庭裁判所の検認を受けなければなりません。相続人を確定するため、被相続人と相続人の除籍謄本・戸籍謄本等を収集しなければなりません。また、遺言書の方式に不備がある場合は、検認を受けていても遺言書通りの相続手続きができない場合があります。

公正証書遺言書は、公証人が遺言者の申述を聞いて作成します。遺言書を作成するために、戸籍謄本・除籍謄本・土地建物の登記簿謄本等の数多くの資料を用意しなければなりません。公正証書遺言書に遺言者・証人2名・公証人が署名・押印し作成します。費用が

かかりますが、遺言者の死亡後に、家庭裁判所での検認は不要です。遺言者の除籍謄本等の若干の資料を揃えることで、遺言書と自筆遺言書の相続手続きができます。

遺言書の内容は、遺言者が自由に書くことができますが、相続人の遺留分(注1)を配慮した遺言書を作成する必要があります。

公正証書遺言書を作成することで、農業を承継する相続人に農地を集約することが可能になります。

最後に遺言書は、自分の思いを残された家族に伝えることができる最後の方法です。

公正証書遺言書の作成に興味を持たれた方は専門機関(注2)にご相談ください。

農業を経営している方が、お亡くなりになった場合、複数の相続人が農地を相続することで農地が分散することがあります。

一般の相続手続きでは、相続人の間で協議し遺産分割協議書を作成し相続手続きを行うことになりませんが、そのため、農地を相続した人が、遠くに住んでいるため耕作できず、耕作放棄地になってしまう場合もあります。

遺言とは、遺言者が死亡

した後のことを決めておくもので、遺言者の死亡により効力が発生します。遺言内容は遺言者が自由に決めることができ、いつでも遺言の追加・変更・撤回ができます。

遺言書には、主に自筆遺言書と公正証書遺言書があります。

自筆遺言書は、その内容を人に知られずに自由に作成でき、費用もかかりません。しかし、遺言者の死亡後に家庭裁判所の検認を受けなければなりません。相続人を確定するため、被相続人と相続人の除籍謄本・戸籍謄本等を収集しなければなりません。また、遺言書の方式に不備がある場合は、検認を受けていても遺言書通りの相続手続きができない場合があります。

公正証書遺言書は、公証人が遺言者の申述を聞いて作成します。遺言書を作成するために、戸籍謄本・除籍謄本・土地建物の登記簿謄本等の数多くの資料を用意しなければなりません。公正証書遺言書に遺言者・証人2名・公証人が署名・押印し作成します。費用が

編集委員 小林 幸雄

(注1) 遺留分
民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のこと。

(注2) 専門機関
宇都宮公証センター
028-622-9876
栃木県行政書士会
028-638-0919

家族経営協定書調印式～農業経営のステップアップに～

平成30年度家族経営協定書調印式が、去る2月14日(木)宇都宮農業協同組合中央支所で行われました。

家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。今年度、家族経営協定を新たに締結した家族は3組、見直しをした家族は5組の計8組でした。

調印式では、立会人である大森澄雄宇都宮市農業委員会会長から「今回の締結を機会に、夢のある元気の農業経営を築き上げるとともに、これまで以上に責任とやりがいを持って農業に取り組み、家族との絆をより一層深めていただきたい」などのあいさつがありました。

出席した4組の家族が調印を行い、大森会長からの協定書の交付と記念品の贈呈が行われました。

最後に締結農家の方から「家族経営協定書に記したことをもとに家族で力を合わせ、よりよい農業経営を目指していきたい」など、明るい今後の抱負を述べていただきました。

調印式終了後に講演会が行われ「家族経営協定」をテーマに、講師の岩上初枝氏(宇都宮市農業委員)から「女性農業士の認定を機に家族経営協定締結の機運が高まった。家族が増えた際にも見直しを行った。実際に締結してみても、作業分担が明確化して効率アップにつながり、お互いに気兼ねなく休日が取れるようになった。」などの実体験に基づいた話があり、締結者の皆さんは真剣に聞き入っていました。

平成30年度家族経営協定書調印式が、去る2月14日(木)宇都宮農業協同組合中央支所で行われました。

家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。今年度、家族経営協定を新たに締結した家族は3組、見直しをした家族は5組の計8組でした。

調印式では、立会人である大森澄雄宇都宮市農業委員会会長から「今回の締結を機会に、夢のある元気の農業経営を築き上げるとともに、これまで以上に責任とやりがいを持って農業に取り組み、家族との絆をより一層深めていただきたい」などのあいさつがありました。

出席した4組の家族が調印を行い、大森会長からの協定書の交付と記念品の贈呈が行われました。

最後に締結農家の方から「家族経営協定書に記したことをもとに家族で力を合わせ、よりよい農業経営を目指していきたい」など、明るい今後の抱負を述べていただきました。

調印式終了後に講演会が行われ「家族経営協定」をテーマに、講師の岩上初枝氏(宇都宮市農業委員)から「女性農業士の認定を機に家族経営協定締結の機運が高まった。家族が増えた際にも見直しを行った。実際に締結してみても、作業分担が明確化して効率アップにつながり、お互いに気兼ねなく休日が取れるようになった。」などの実体験に基づいた話があり、締結者の皆さんは真剣に聞き入っていました。



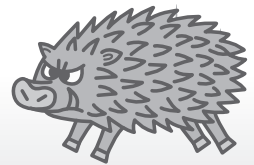
有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシンなどによる被害を防止するため、宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、わなの貸出や、捕獲や被害防除に要する費用の一部補助を行っております。補助には要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

事業の内容

- (1) **ハクビシン・タヌキ・アライグマ用わなの貸出、わな設置・捕獲個体処分への補助**
 - ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
 - ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと
 - ・市税を滞納していないこと（(2)から(4)の補助も同様）
 - ① わなの貸出……………無料、1人（1団体）で1基まで
 - ② わなの設置に関する補助……………事業者に支払った費用の 1/2（補助上限額7,000円）
 - ③ 捕獲した個体の処分に関する補助……………事業者に支払った費用の 1/2（補助上限額9,000円）
 - ①、②、③のいずれかを利用することも可能
- (2) **わな購入への補助**
 - ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
 - ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと
 - ・過去2年間に同一の補助を受けていないこと
 - ・わな購入費用の 1/2（補助上限額 50,000 円）
- (3) **わな猟免許取得への補助**
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・わな猟免許証が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録されていること
 - ・わな猟免許を取得した年度内に申請すること
 - ・免許取得費用の 1/2（補助の上限額 10,000 円）
- (4) **イノシシなどの防護柵設置への補助**
 - ・市内に耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（農業者のみ）または団体（団体は構成員 3 名以上）
 - ・耕作地の周囲に 100m 以上設置すること
 - ・設備・機器の購入費用の 1/2（補助上限額 45,000 円）

ただし、団体の場合は費用の 1/2 か 45,000 円に実施者数を乗じた額のうち低い金額



【問い合わせ先】 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎(632) 2477

農薬は適正に使用しましょう

安全・安心な農作物を生産するため、登録農薬を使用し、その使用基準を遵守しましょう。

1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う

適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認しましょう。

2 農薬の飛散防止を徹底する

周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意しましょう。

3 農薬の使用状況を正確に記帳する

使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたことなどを記録しましょう。

※違反をすると、法律により、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金を科せられる可能性があります。

問い合わせ先 農林生産流通課 生産振興グループ ☎ (632) 2466

農業災害に備えましょう！

近年、豪雨や暴風、降雪などの自然災害による農業被害が頻発しています。日頃から気象情報を確認するとともに、農産物や施設への被害を未然に防ぐためのハウス補強や、被害を軽減するため農業共済等の保険加入など、災害の発生に備えることが大切です。

また、豪雨等による農地の侵食・崩壊を未然に防止するため、堰やため池、排水路などの農地保全施設の定期的な点検や計画的な保全に努めるとともに、豪雨等が予測される場合は、あらかじめ、水位を低くするなどの水管理の調整に努めてください。



とちぎ農業
防災メール



栃木県防災
メール

※過去には、大雨などにより、国等の復旧支援事業の対象となった場合がありますので、被害の状況がわかる写真や、見積書、納品書、領収書、復旧作業などの記録は手元に残すように努めてください。

農業企画課 企画調整グループ

☎ (632) 2472

農林生産流通課 生産振興グループ

☎ (632) 2466

問い合わせ先

夏秋いちご(なつおとめ)の 生産用の施設や設備などの導入費用の一部を補助します

①夏秋いちご(なつおとめ)生産用施設

- ▽対象 新設・増設する認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助条件等 右表のとおり

対象地域	認定農業者	認定新規就農者
大谷石採取場跡地の冷熱利用可能地域	対象経費の10分の5以内 補助上限 300万円	対象経費の10分の5以内 補助上限 500万円
その他の地域	対象経費の10分の3以内 補助上限 70万円	対象経費の10分の5以内 補助上限 300万円

②夏秋いちご(なつおとめ)生産用設備(クラウン冷却システム、ヒートポンプ等)

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助条件等 右表のとおり

対象地域	認定農業者	認定新規就農者
大谷石採取場跡地の冷熱利用可能地域	ICT機器	補助率 10分の5以内
	クラウン冷却システム	補助率 10分の5以内
その他の地域	ICT機器	補助率 10分の3以内
	ヒートポンプ	
	クラウン冷却システム	

■募集期間 ①② 11月29日まで
■その他 申し込み方法など詳しくは、農林生産流通課 ☎ 632-2466 へ

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助します

①園芸用パイプハウス

- ▽対象 新設・増設する認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助額 認定農業者：対象経費の10分の3以内(上限70万円)
認定新規就農者：対象経費の10分の5以内(上限300万円)

②園芸用作業機械

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集団(※1)
- ▽補助額 認定農業者：対象経費の10分の3以内(上限70万円)
認定就農者：対象経費の10分の5以内(上限300万円)
営農集団：対象経費の10分の3以内(上限150万円)

③炭酸ガス殺虫装置

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限50万円)

④ICT機器(圃場環境測定機器など)

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者

- ▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限50万円)
- ⑤直播用田植機など(稲作の低コスト化に寄与する機械)
▽対象 稲作における生産コスト低減に取り組む認定農業者、認定新規就農者、営農集団など
- ▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限150万円)

【申込期限】

- ①～④ 7月10日まで
- ⑤ 11月29日まで

【その他】

申し込み多数の場合、予算の都合により補助できない場合がありますので、ご了承ください。

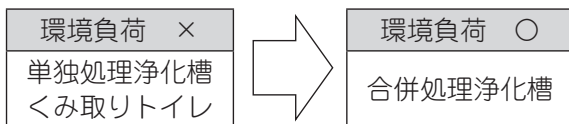
申し込み方法など詳しくは
農林生産流通課 ☎ 632-2466 へ

(※1) 認定農業者であり、かつ人・農地プランに登録された担い手を含む3名以上の組織

単独処理浄化槽・くみ取りトイレをお使いの方は

環境にやさしい 合併処理浄化槽 に入れ替えましょう!

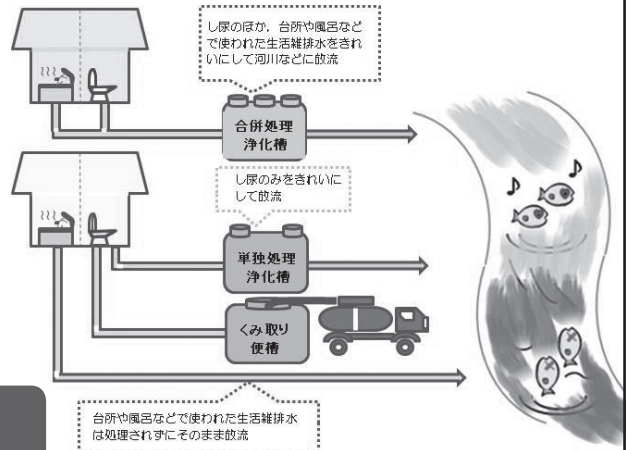
お風呂・台所などの生活雑排水を適正に処理していますか。



補助制度や融資あっせん制度を利用して、合併処理浄化槽を設置しましょう。

※ 申し込み方法や対象地区、補助の条件などは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】宇都宮市上下水道局 生活排水課 管理グループ ☎ (633) 2001



「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」 を改定しました!

本市の農業が、農業者の高齢化や経済活動のグローバル化、ICT等の技術の進展など、食と農を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、「第2次宇都宮市食料・農業・農村・基本計画」を改定しました。

新たな計画では、農業者の所得が向上し、選ばれる職業として後継者等が就農する「稼げる農業」の実現と良好な営農環境を維持し、市民・地域全体で農の恵みを楽しむための「地域ぐるみで農業・農村を支える仕組み」の確立に向けた施策事業を重点的に取り組み、持続可能で力強い「農業王国うつのみや」の確立を目指すものとしています。

1 「稼げる農業」実現プラン

担い手の農業経営の大規模化や効率的な農地利用に向けた生産基盤の整備等による「生産性向上を図るための構造改革」と、直売等の農業者が価格形成に関わり、有利販売できる販路の拡大や、需要に応じた業務用農産物の生産振興による「高く・多く売れる農産物づくり」に向けた事業を重点化

【主な取組・目標】

プロジェクト	主な取組
1 生産性向上 プロジェクト	法人化等による農業経営の大規模化の促進
	農地の大区画化等による生産基盤の再整備
	機械化による大規模露地園芸の振興
	ICT導入の促進
2 売れる農産物づくり プロジェクト	直売所等の充実
	食品企業における地場農産物の利用促進
	業務用農産物の生産振興

農業所得 1,000 万円以上の認定農業者数
現状 (2017 年度) : 118 経営体 → 目標 (2023 年度) : 190 経営体

2 「市民が支える農業・農村」確立プラン

兼業農家等に対する担い手の農業経営への参画促進による「担い手と兼業農家等が支え合う仕組みづくり」と、地域の「農」や「食」を守る市民意識の醸成による「宇都宮産農産物の買い支え」の促進に向けた事業を重点化

【主な取組・目標】

プロジェクト	主な取組
1 農の保全参画 プロジェクト	機械や施設の共同利用
	兼業農家等による集落営農組織や多面的機能維持活動への参画
2 宇都宮産農産物買い支え プロジェクト	農と食に関する意識啓発・魅力発信
	農育や食育体験活動等の充実・強化
	都市農地近隣における直売の促進

宇都宮の農業を大切にしたいと非常に思う市民の割合
現状 (2017 年度) : 29.6% → 目標 (2023 年度) : 50.0%



編集後記

「きずな」発行が、昭和48年6月創刊から平成31年1月号をもって第300号の大台に達した事、元号が平成から令和に替わるそのような歴史的な時期に、編集委員として携われた事は一生の思い出になるでしょう。平成を振り返って見ますと、リーマンショックによる世界不況、東日本大震災、原発事故、自然災害等により農業を取り巻く環境としては厳しい30年間でなかったかと思われまふ。

このような中で「キラリあぐり美人」(次代を担う若い力)の記事に紹介されるような次代を担う若者達に、新たな令和時代を担っていただきたいと切望致します。

最後になりますが、取材をいただいた地域の皆様のご協力と、編集委員の皆さん、事務局の皆さんに厚くお礼申しあげ、次の編集委員の皆さんに引き継ぎたいと思います。

編集委員 吉澤 聖人



- 発行 宇都宮市農業委員会
☎ (632) 2815
- 編集 農委だより編集委員会
- 編集委員長 吉澤 聖人
- 副委員長 入江 正幸
- 委員 小林 幸雄
- 委員 駒場 久
- 委員 大木 收一
- 委員 櫻井 則子